

株主各位

2019年度定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

2019年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

目 次

◆連結計算書類	1
（ご参考）連結包括利益計算書	1
連結持分変動計算書	1
連結注記表	2
◆計算書類	10
株主資本等変動計算書	10
個別注記表	10

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

窪田製薬ホールディングス株式会社

◆連結計算書類

(ご参考) 連結包括利益計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
当期損失	△3,065,570
その他の包括利益	
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	△145,769
その他の包括利益合計	△145,769
当期包括利益	△3,211,339
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者	△3,211,339

連結持分変動計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構 成 要 素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資 本 合 計
当 期 首 残 高	482,340	25,867,681	△14,137,639	△1,669,411	10,542,971	10,542,971
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			92,335		92,335	92,335
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	482,340	25,867,681	△14,045,304	△1,669,411	10,635,306	10,635,306
当 期 損 失			△3,065,570		△3,065,570	△3,065,570
在外営業活動体の換算差額				△145,769	△145,769	△145,769
当期包括利益合計	-	-	△3,065,570	△145,769	△3,211,339	△3,211,339
株 式 報 酬		△8,231			△8,231	△8,231
新 株 の 発 行	360,255	309,248			669,503	669,503
新 株 発 行 費 用		△8,158			△8,158	△8,158
所有者との取引額合計	360,255	292,859	-	-	653,114	653,114
当 期 末 残 高	842,595	26,160,540	△17,110,873	△1,815,180	8,077,082	8,077,082

連結注記表

(記載金額)

千円未満を四捨五入して表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 新基準の早期適用

該当事項はありません。

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 2社

連結子会社の名称 アキュセラ・インク、窪田オフサルミクス株式会社

4. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

金融商品は、一方の企業の金融資産と他方の企業の金融負債あるいは株式その他の出資証券から生ずる契約です。当社グループが金融商品の契約当事者となった場合、金融商品は金融資産あるいは金融負債のいずれかにより認識されます。当社グループが金融資産を購入した場合は取引日において認識し、売却した場合は取引日において認識を中止します。営業債権は発生時に認識されます。買掛金等の金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識されます。当社グループは、当連結会計年度末において非デリバティブの「損益を通じて公正価値で測定される金融負債」を有しておりません。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識しています。

金融資産は、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産(FVTOCI)、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産(FVTPL)に分類しています。この分類は、金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて当初認識時に分類します。当社グループの営業債権を除いた金融資産は、社債、コマーシャル・ペーパー、米国政府機関債、譲渡性預金及びリース債権から構成されます。

当社グループのビジネスモデルの目的及び契約上のキャッシュ・フローの特徴は、元本を保全し流動性の要求を満たすことにあります。当社グループは、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として金融資産を保有し、金融資産の契約条件により、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせます。

当社グループは、リース債権以外の金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。償却原価で測定される金融資産は、当初公正価値により測定され、その後実効金利法による償却原価で測定されます。実現した損益は、個別認識されます。実現した損益や信用リスクが当初認識後に著しく増大していると判断された価値の下落(減損)は、連結損益計算書の金融収益もしくは金融費用に含まれます。

また、リース債権は、対象リース取引の正味リース投資未回収額を資産計上しております。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを

判定するにあたっては、金融商品の予測保有期間にわたってデフォルトリスクの発生可能性の変化を検討します。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。期末日において金融商品に係る信用リスクが低いと判断された場合、金融商品に係る信用リスクは当初認識から著しく増大していないと判断されます。

買掛金や未払債務等の金融負債は発生日に当初認識され、公正価値で測定します。その後実効金利法による償却原価で測定されます。

(2) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除しております。器具備品等の減価償却は定額法を用いて、見積耐用年数を5年として償却しております。また、賃借物件改良費については、賃貸借期間か見積耐用年数のいずれか短い期間により定額法で償却しております。

有形固定資産の一部において耐用年数が異なる場合には、それらは別個の構成要素として会計処理しております。見積耐用年数は、定期的にも必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備（賃借物件改良費） 2年～7年

工具器具備品 5年

修繕費は発生時に費用処理しております。

(3) 無形資産－研究開発費

内部の研究費は、新しい科学的あるいは技術的な知識と理解を獲得するために支出されたものであり、発生時に費用化しております。内部の開発費は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・使用または売却に利用できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するかまたは売却するという意図
- ・無形資産を使用または売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか（とりわけ以下のいずれか）。
 - －無形資産の産出物についての市場の存在
 - －無形資産それ自体についての市場の存在
 - －無形資産を内部で使用する予定である場合には、当該無形資産の有用性
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するかまたは売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

自己創設無形資産を最初に認識する金額は、当該無形資産（開発プロジェクト）が上記の条件を満たした日（資産化の始点）以降に発生した金額の合計額です。無形資産は、開発コストを回収できると見込まれる見積耐用年数の期間にわたって償却されます。もし、無形資産の耐用年数終了前に経済的便益が見込めないと判断される場合は、残存する帳簿価額を損失として認識します。

無形資産の当初認識後、自己創設無形資産は、取得原価から償却累計額と減損損失累計額を控除して計上されます。自己創設無形資産が認識されない場合は、開発費は発生した連結会計年度に費用として認識されます。

研究開発費には、臨床開発スタッフ及び研究者に支払われた給与、研究開発活動を実施するための外部サービス提供者並びに開発業務受託機関（CRO）への支払手数料が含まれます。また、研究所の消耗品、ライセンス料、顧問料、旅費及び研究開発活動に従事する第三者に支払われた報酬、設備費及びIT関連費用を含む一般管理費の割当分などが含まれます。

内部での研究開発活動に加えて、当社グループは提携パートナーと技術導入ライセンスや同様の取引をする場合があります。インライセンスや技術の買い取りをした場合、当該技術が当社グループによって支配され、別個のものとして識別可能であり、将来経済的便益を生み出すと見込まれるのであれば、たとえ当該技術を利用した研究開発が最終的に市場に出る製品となるかどうかについて不確実性が存在したとし

ても、無形資産として計上します。

このため、医薬品や化合物が上市する前に技術導入のために第三者に支払う契約一時金やマイルストーンは、米国食品医薬品局の承認を得る、あるいは製品の製造を開始することにより、将来の経済的便益が実現できる時まで、費用として認識されます。

取得した仕掛中の研究開発投資に対する事後的な支出は、内部の研究開発費と同様に処理されます。

無形資産が使用可能な状態になった場合は、将来の便益が期待できる期間にわたって定額法で償却されます。

減損テストは、使用している無形資産に減損の兆候がある場合に毎期末日に実施します。また、使用可能な状態でない無形資産については、毎年減損テストを実施します。処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか一方が、帳簿価額を下回っている場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額します（通常はゼロ）。この減額は、減損損失として連結損益計算書上に認識します。使用価値は、見積られた将来キャッシュ・フローを適切な長期金利によって割引くことで計算されます。減損損失を認識した後において、過年度に認識した減損損失が存在しなくなったか、または減少している場合には、その減損損失を戻し入れます。なお、減損損失の戻し入れを行った後の帳簿価額は、減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えてはならないものとします。

(4) 引当金

リストラクチャリングに関する引当金は、事業のリストラクチャリング計画が十分詳細かつかなり進んでおり、影響を受ける各所と適切なコミュニケーションがとられている場合に、直接的な支出について認識します。リストラクチャリングに伴う解雇給付は、その申し出が受け入れられる可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に、負債及び費用を認識します。もしリストラクチャリングに関わる支払いが、期末日以降12ヶ月以上にわたって行われる場合には、現在価値に割引いて認識します。

(5) 法人所得税

法人所得税は当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本の部またはその他の包括利益で認識されるものを除き、純損益に認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用される税率及び税額は、期末日において制定または実質的に制定されたものを使用しており、税額には過年度の調整額を含む場合があります。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識します。繰延税金資産の帳簿価額は、各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部または全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との間の一時差異に基づいて認識しております。

(6) 外貨換算

① 機能通貨

当社グループの各企業の個別計算書類は、それぞれの企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である、機能通貨で作成しております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートをを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が算定された日の為替レートをを用いて換算しております。

貨幣性項目の為替換算差額は、発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得または損失がその他の包括利益に認識される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に認識しております。

③ 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については月次平均為替レートで換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた、在外営業活動体の換算差額は、処分による利得または損失が認識されるときに資本から純損益に振り替えます。

(7) リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しており、連結財政状態計算書において「リース負債」として表示しております。

使用权資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「有形固定資産」に含めて表示しております。

使用权資産は、リース負債の当初測定額にリース開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

使用权資産は、リース期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

(会計方針の変更)

当社グループが本連結計算書類において適用する重要な会計方針は、以下を除き前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同様であります。

当社グループは、IFRS第16号「リース」(2016年1月公表、以下「IFRS第16号」という。)を当連結会計年度から適用しております。

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」という。)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は、6.9%であります。

IFRS第16号の適用により、従前の会計基準を適用した場合と比べて、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が92,335千円増加しております。また、使用权資産、リース負債の計上額はそれぞれ49,085千円、440,390千円であります。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・ 特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・ 減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・ 適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理

(連結財政状態計算書に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 211,927千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 42,303,188株
2. 当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,018,660株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、元本を保全し流動性の要求を満たすことを目的として、現金、マネー・マーケット・ファンド、社債、米国政府機関債、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金を保有しております。資本管理の目的は、継続企業として存続する可能性を高めるため、また、将来の事業開発の可能性を維持することにあります。

資本構成を維持あるいは調整するため、当社グループは新株を発行する可能性があります。当社の取締役会は、資本利益率の数値目標を設けておらず、外部から課された資本規制もありません。当社グループの資本管理戦略は、当連結会計年度において変更されておられません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の構成は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
現金及び預金	4,192,367	4,192,367
その他の金融資産	4,265,985	4,276,785
資産計	8,458,352	8,469,152
買掛金	91,711	91,711
未払債務	178,610	178,610
負債計	270,321	270,321

現金及び現金同等物、買掛金及び未払債務は短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいものとして算定しております。

公正価値は、測定日における市場参加者間の通常取引において、資産の売却により受け取るであろう価格、または負債を移転するのに支払うであろう価格と定義されます。公正価値評価基準の比較可能性を向上させるために、以下の階層が公正価値を測定するのに利用される評価手法のインプットの優先順位を決めます。

レベル1－活発な市場における、同一の資産及び負債の取引相場価格

レベル2－直接的または間接的に観測可能なレベル1以外のインプット（類似の資産もしくは負債の取引相場価格、活発でない市場における取引相場価格のインプット）

レベル3－市場データがわずかまたは皆無であり、当社が独自の仮定を確立する必要がある観測不可能なインプット

当社グループの事業モデルでは、投資から得られる重要なリターンではなく、その契約上のキャッシュ・フローの回収を主たる目的としてその他の金融資産を保有し管理しております。当社グループは、流動性ニーズに対応するため、運転資本の保全と利息収入を通じてキャッシュ・フローを維持し、2014年に公表されたIFRS第9号「金融商品」に基づき、その他の金融資産を当初公正価値で測定し、その後実効金利法により償却原価で再測定しております。

また、リース債権の公正価値については、当社が中間の貸手となるサブリースのリース料未回収額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度の当該金融資産に係る金融収益は218,119千円です。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 190円93銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期損失 | △73円06銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

ストック・オプションの発行

当社子会社の従業員が、当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社は、2020年2月28日の取締役会において、当社子会社の従業員に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決定いたしました。

詳細は以下のとおりです。

第24回新株予約権

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	3,682(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 368,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	2022年3月1日から2030年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。

ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の(1)又は(2)を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 5 本新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。

以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定する。

◆計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金				
当 期 首 残 高	482,339	481,839	△1,262,608	△64	△298,493	896,539	598,046
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	360,255	360,255			720,510		720,510
当 期 純 利 益			94,941		94,941		94,941
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△254,412	△254,412
当 期 変 動 額 合 計	360,255	360,255	94,941	-	815,452	△254,412	561,039
当 期 末 残 高	842,594	842,094	△1,167,666	△64	516,959	642,127	1,159,086

個別注記表

(記載金額)

千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
2. 有形固定資産の減価償却方法
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりです。
建物（附属設備） 3年
工具器具備品 5年
3. 引当金の計上基準
役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち、当事業年度の費用とすべき金額を見積計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債務	6,082千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	6,661千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する取引高	
営業収益	253,979千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	
普通株式	70株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	57,142千円
株式報酬費用	196,619 //
役員賞与引当金	1,739 //
その他	5,086 //
繰延税金資産小計	260,587千円
評価性引当額	△260,587 //
繰延税金資産合計	－千円

(関連当事者に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アキュセラ・インク	所有 直接 100	役員の兼任 業務の受託	人件費及び 経費の立替 (注) 1 業務の受託 (注) 2	63,072 253,979	未払金	6,082

(注) 1 人件費及び経費の立替は、実際の発生額によっております。

2 業務委託料については、業務委託の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

3 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産	12円22銭
2. 1株当たり当期純利益	2円26銭

(重要な後発事象に関する注記)

ストック・オプションの発行

当社は、2020年2月28日の取締役会において、当社子会社の従業員に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決定いたしました。

詳細は、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」をご参照ください。